

令和3年度
第4回逗子市下水道事業運営審議会

議事録

令和3年10月19日（火）開催

令和3年度 第4回逗子市下水道事業運営審議会
会議録

日時：令和3年10月19日（木）

13時45分～15時45分

場所：市役所5階第2会議室

出席者

委員

鎌田素之	会長	小日向孝夫	職務代理
石井八千代	委員	佐藤浩子	委員
梅川一良	委員	高樋さち子	委員
太田康	委員		

事務局

桐ヶ谷市長
芳垣環境都市部担当部長 須田環境都市部次長
須田下水道課長 青木担当課長
船田副主幹 小上馬係長 田中主事補

欠席者

なし

傍聴者

なし

配付資料

審議会次第

委員名簿

資料1：審議会に関する条例等

資料2：逗子市の下水道

資料3：下水道事業の現状と課題

資料4：逗子市の下水道使用料について

資料5：逗子市下水道事業運営審議会スケジュール（予定）

参考：「下水道のはなし」「逗子市公共下水道事業経営戦略」

司会（須田課長）

定刻より早いですけれども、皆さんお揃いになりましたので、只今より令和3年度第4回逗子市下水道事業運営審議会を開催いたします。

本日は委員改選後初めての審議会となりますので、委員の委嘱を行います。後ほど会長を選任いたしますが、それまでの間は私、環境都市部下水道課、須田が進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私がお名前をお呼びしますので、お手数ですが、その場でお立ちいただき、委嘱状をお受け取りください。

（委嘱状交付）

小日向孝夫様、石井八千代様、佐藤浩子様、梅川一良様、高樋さち子様、太田康様、鎌田素之様、以上7名の方が逗子市下水道事業運営審議会委員として決定いたしました。皆様におかれましては、2年間よろしくお願いいたします。

それでは、市長より一言御挨拶をさせていただきます。市長、よろしくお願いいたします。

桐ヶ谷市長

それでは、皆さんこんにちは。今日は下水道事業運営審議会ということで、本年度から2年間、またお務めをいただきたいと思っております。2名の方は継続してこの委員をお務めいただいておりますので、合計4年ということの長きになりますけれども、よろしくお願いいたします。

今この下水道事業は逗子市にとりましても大変大きな事業です。1つは民間型の会計制度に変わりました。令和元年度からこの制度をスタートしたところでありまして、令和元年度、2年度と連続して逗子市の下水道事業は赤字だということが判明いたしました。そして、監査委員の方からも御指摘を受けて、改善せよという命が出ました。前回までにご審議をいただいて値上げの検討をさせていただき、そして今、パブリックコメント等を行いながら市民に周知を図っているところであります。

その原因はといいますと、16年間も長い間、値上げを一切してこなかった。結果、逗子市の料金体系は県下19市のうちの下から2番目、18番目でありました。潤沢な状態で一番下がいいわけですけれども、赤字の状態、ただ安いということは、これは今後の運営上、大変厳しいものになってまいります。そこで、今後来年の7月に向けて料金の改定をさせていただきたいという、今、準備に入っているところであります。何よりも単年度で赤字はつukらないという程度の、まずは料金改定をお願いしたいというところであります。そこはひとつ御審議を今後お願いしたいと考えております。

併せて昭和47年度から逗子市はこの下水道事業が供用されました。この近隣市町の中でも、大型のまちは別として早い方でありまして、そしてその時間が経つとともに、更新の時期が今後やってまいります。そうした観点から、今から、もう50年経っているわけですので、今後どのように再整備をしていくのかというのが大きな課題であります。場所が広

く余裕があれば、下水処理場はこっちへ移してというふうに整々と造ればいいよということになるわけですが、御存じのように逗子市にはそういう大きな空地、用地がないということを考えますと、本当にパズルのような解決策を見い出していかなければいけないというところになってまいると思います。

そういったことを踏まえまして、非常に料金の問題、それから今後の下水道の在り方を考えていただくこの委員の皆様には、大変荷の重いお仕事をお願いするということになると思います。しかしながら下水道というのは、やはり生活のインフラの基本中の基本のところでありまして、やはりこれが当たり前のように、空気のように使える状況になって初めて自分たちの生活の価値が高まってくるということを考えますと、避けては通れない大きな課題だと思っております。是非皆様にも大変重要な時期、この審議会委員を委嘱させていただきました。逗子市の将来のためにも、皆様の御意見を頂戴して、住みやすいまち、そして豊かなまちを創っていきたいと考えているところです。御協力よろしくお願いをいたします。

司会（須田課長）

ありがとうございました。大変申し訳ございませんが市長はこの後、公務の予定がございますので、退席をさせていただきます。

桐ヶ谷市長

よろしくお願いをいたします。

（桐ヶ谷市長 退席）

司会（須田課長）

それでは会議を進めさせていただきます。

傍聴者の確認をいたします。

只今傍聴の希望者がおりませんので、傍聴者が現れましたら、その時点で随時入室を許可したいと思います。

なお、本日の審議会につきましては、会議を録音させていただきますとともに、全て情報公開の対象となることをあらかじめ御承知おきください。

それでは、初めに配付資料の確認をさせていただきます。事前に郵送させていただいた資料は、審議会の次第、委員名簿、資料1 審議会に関する条例等、資料2 逗子市の下水道、資料3 下水道事業の現状と課題、資料4 逗子市の下水道使用料について、資料5 逗子市下水道事業運営審議会スケジュール（予定）。また、本日参考といたしまして机上に配付させていただいた資料は、「下水道のはなし」、ファイルに入った「逗子市公共下水道事業経営戦略」でございます。皆さん、お手元のほう、よろしいでしょうか。

佐藤委員

すみません、ちょっと家に忘れてきてしまって。申し訳ないです。

司会（須田課長）

なお、ファイルは今後審議会で配付される資料等を綴るために御活用ください。

梅川委員

すみません、今日の議事録って、作成して掲示されるんですか。

司会（須田課長）

はい。

芳垣担当部長

皆様には事前に確認させていただきますので。

司会（須田課長）

本日の会議の出席につきまして御報告いたします。本日の出席委員は7名全員でございます。逗子市下水道事業運営審議会条例第5条の規定により、会議は成立いたしております。

それでは、会議に入る前に、委員改選後初めての審議会となりますので、新任の方、再任の方、それぞれいらっしゃいます。簡単に自己紹介等をしていただければと思います。それでは、私がお名前を呼びますので、順番に自己紹介のほうをお願いいたします。逗子小学校区、小日向委員。

小日向委員

小日向と申します。私は前回に続いて2回目で、前の流れは大体分かっております。引き続き大切な事業で、なくてはならないものなので、審議等をしっかり務めさせていただければと思います。ありがとうございます。

司会（須田課長）

沼間小学校区、石井委員。

石井委員

初めまして、石井八千代と申します。私、全く下水道のことに関しては分からないので、勉強がてら、こちらの会議に参加させていただくこととなります。私が沼間にお嫁に来まして40年以上経ちますけれども、最初、沼間地区は、まだ下水道の整備がしっかりと行き届かなかったんですね。それで、水洗トイレにするためには浄化槽を掘ってとかという、大変な事業、仕事が待ち構えていたんです。30年位前でしょうか。下水道の工事が始まって、とても便利、とてもこんな簡単に水洗トイレが使えるということを改めて感じて、下水道が非常に大事なことというふうに痛感いたしまして参加させていただくことになりました。よろしく願いいたします。

司会（須田課長）

池子小学校区、佐藤委員。

佐藤委員

池子の佐藤と申します。私も前回から引き続き、また今年もお世話になります。前回の流れも全部一応拝見はしております、また今年も、今回もお役に立てればと思って、立

候補させていただきました。よろしくお願いいたします。

司会（須田課長）

久木小学校区、梅川委員。

梅川委員

梅川でございます。私は逗子市に住んで27年ほどになります。仕事は金融系のシステム開発とかプロジェクトマネージャーをやっています。下水道は勿論のこと、こういうガバメント系のことについては全く知識がなくて、恐らく皆さん、かたい議論をされるのかなと思いますが、私は市民の目線で、自由に意見させていただこうというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

司会（須田課長）

小坪小学校区、高樋委員。

高樋委員

高樋と申します。よろしくお願いいたします。職業、大学教官でございます。専門、都市計画、都市政策、公共政策をやっております。いろんなまちの都市マスタープラン設計しておりますので、そのアプローチで今回、逗子市の公共事業、どのようになっているのかなと思って、委員に立候補させていただきました。よろしくお願いいたします。

司会（須田課長）

鎌倉水道営業所長、太田委員。

太田委員

神奈川県企業庁鎌倉水道営業所長の太田と申します。前回に引き続いて委員を承っております。水道営業所は上水道の供給をしております、上水道についても原則は市町村の事業ということになっているんですけど、神奈川県においては地理的な要件、それから水源の状況とかによりまして、33市町村のうち12市6町、18市町に県が給水を行っております。上水道と下水道の関係で言いますと、基本的に上水道の使用料が下水道の使用料とイコールになるということ、それから下水道の料金も上水道料金と併せて水道営業所が徴収をしているということですか、企業会計、独立採算の原則というような共通事項がございます。ということで、委員を承っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（須田課長）

最後に、関東学院大学准教授、鎌田委員。

鎌田委員

前回に引き続き委員を務めさせていただきます関東学院大学の鎌田です。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（須田課長）

続きまして、本日の出席職員の紹介をさせていただきます。

芳垣担当部長

改めまして、皆さん、こんにちは。環境都市部で都市整備と下水道を担当しております担当部長、芳垣でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

須田次長

環境都市部、同じく都市整備、下水道を担当している次長をやっております須田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

青木担当課長

下水道課で施設担当の課長をしております青木と申します。よろしくお願いいたします。

船田副主幹

同じく、下水道課、施設のほうを担当しております船田と申します。よろしくお願いいたします。

小上馬係長

下水道係の係長をしています小上馬と申します。よろしくお願いいたします。

田中主事補

担当の田中と申します。よろしくお願いいたします。

司会（須田課長）

私、進行しておりますが、下水道課長の須田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは本日の議題に入らせていただきます。議題1、会長の選出についてでございます。会長は、審議会条例第4条の規定により委員の互選により選出することになっておりますが、皆様いかがでしょうか。

小日向委員

前回、鎌田先生に会長をやっていただいて、非常にスムーズにできたので、是非、鎌田先生に引き受けていただけたらと思います。

司会（須田課長）

只今小日向委員より、鎌田委員に当審議会の会長職をお願いしたいということで御推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

（全員異議なし）

よろしいでしょうか。ありがとうございます。全員異議がないようですので、審議会の会長は鎌田委員が選出をされました。それでは、お手数ですが、会長は会長席に移動をお願いいたします。

（鎌田委員 会長席に着席）

ありがとうございました。それでは、会長となられました鎌田委員から、御挨拶のほうをお願いしたいと思います。

鎌田会長

関東学院大学の鎌田です。前回に引き続き会長を仰せつかりました。よろしくお願いいたします。市長からもありましたが、料金改定のお話だったり、それから下水道処理場の施設

更新だとか、いろいろ課題が沢山あると思いますが、前回もいろいろ皆さんから意見が出て、市もいろいろと参考にしながら下水道事業を進められていると思いますので、是非また活発な意見をいただいて、審議会の進行に御協力いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

司会（須田課長）

続きまして、職務代理者の指名についてでございます。審議会条例第4条第3項の規定により、会長があらかじめ職務代理者を定めることとなっております。会長に指名をしていただきます。会長、お願いいたします。

鎌田会長

前回も委員をしてくださって、よく審議会の進行にも御理解いただいている小日向委員を推薦させていただきたいと思います。小日向委員、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）よろしく願いいたします。

司会（須田課長）

ありがとうございました。それでは、小日向委員に職務代理者の専任をお願いいたします。それでは、職務代理者の席のほうに、申し訳ございません、移動をお願いいたします。

（小日向委員 職務代理者席に着席）

これで議題の1、会長及び職務代理者が決まりましたので、ここからの会議の進行につきましては、審議会条例第5条第2項の規定により、会長にお願いしたいと思います。会長お願いいたします。

鎌田会長

それでは、審議を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議題の（2）に入りたいと思います。逗子市下水道事業の概要について、事務局より御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

小上馬係長

それでは、着席のまま失礼させていただきます。それでは、スクリーンを使いまして、お手元の資料1、審議会に関する条例等を説明させていただきます。

審議会条例第1条に設置の趣旨が定めております。本市の下水道事業の促進を図るため、逗子市下水道事業運営審議会を設置するものと規定しております。

次に、審議会の所掌事務について、こちらは条例第2条に規定しています。1、下水道事業受益者負担金に関する事、2、下水道使用料に関する事、3、その他下水道の運営について市長が必要と認めた事項の3つの事項について、市長の諮問に応じ、調査、審議をすると規定しております。

次に、審議会の組織、任期ですが、条例第3条に、審議会の委員は8人以内をもって組織し、使用者である市民、知識経験を有する者、関係機関の職員のうちから市長が委嘱すると、また任期は2年であることが規定されています。

次に、報酬についてですが、資料1の2枚目の報酬に関する条例を御覧ください。この条例で皆様、下水道事業運営審議会委員は、本市の非常勤特別職であり、報酬額についてもこちらで規定されています。

以上、審議会についての説明をさせていただきました。

次に、下水道事業の概要について、資料2「逗子市の下水道」をもとに説明させていただきます。まずは2ページの沿革について簡単に説明いたします。本市は昭和36年の集中豪雨により被害を受け、昭和38年度から都市下水路事業に着手し、雨水の整備を開始しました。その後、生活環境の改善を目的に、昭和41年度から公共下水道事業に着手し、昭和47年度から公共下水道の供用を開始しました。平成14年度末には処理人口普及率100%を達成し、これは現在に至るまで県内唯一の達成率です。また、平成31年4月から経営状況及び財政状況を明確化し、経営の健全化や計画性、透明性の向上を図ることを目的として、地方公営企業法の一部を適用しました。

本市の下水道事業への着手は全国的にも早く、その分、施設の老朽化が進んでいます。そのため、下水道施設の適切な維持管理が中心となっています。現在は持続的かつ安定的な事業運営を目指し、経営の効率化を図りながら、将来にわたる持続的な下水道機能を確保していくことが課題となっています。

続いて、下水道の普及状況について、15ページの内容を参考に説明させていただきます。最新の令和2年度末時点の数値が出ておりますので、御説明いたします。令和2年度末時点の本市の行政区域面積は1,728ヘクタールで、このうち市街化区域が832ヘクタール、市街化調整区域32ヘクタールの合計864ヘクタールが下水道区域面積です。人口普及率としては100%、水洗化率は98.8%です。ちなみに、未接続の状況ですが、汲み取りが70軒、浄化槽が123軒あります。汲み取り及び浄化槽の軒数については、対象者への接続の働きかけなどにより年々減少しています。

次に、県内及び全国における公共下水道の普及状況を16、17ページをもとに説明いたします。神奈川県内の普及率平均は96.9%で、県内の普及率を見てみると、普及率100%の本市のほかに、横浜市、川崎市、横須賀市など普及率の高い自治体が並んでいます。全国状況を見ると、平均が79.7%であり、神奈川県は東京都に続いて普及率が高い位置づけとなっております。

最後に、地方公営企業法の適用について説明いたします。本市では平成31年4月1日から下水道事業に地方公営企業法の一部を適用しました。主に財務の面において市から独立し、一企業体として経営を行っていくこととなっています。

大きな変更点としては、官庁会計という官公庁の会計方式から企業会計という官庁会計に企業の会計方式を取り入れた会計方式に移行したことが挙げられます。これにより、非現金性質の固定資産も、金額で把握できるようになりました。取得した資産の金額を算定し、それを使用した年数に応じて価格を減らしていくことで、今保有している資産の残額

が幾らか分かり、使用年数だけでなく、資産を金額化して価値が把握できるようになりました。固定資産額が0円に近づくことで、使用期限に近づくということになりますので、固定資産額の残額によって更新や改築のタイミングを明確に把握できるようになり、これにより資金の必要額の目安を立てることができ、今後の資金計画を立てられるようになりました。また、将来収入予定である未収金や今後支払わなければいけない未払い金も把握できるようになったことで、現時点での現金残高だけではなく、実際に手元に残る現金についても見るできるようになりました。

さらに、企業会計は官庁会計より多くの財務諸表を作成することができ、単なる現金の収支だけでなく、まだ支払い期限の到達していない収支や物の価値を含めた全ての保有財産、1年間のお金の動きなど、様々な観点から経営状況を把握できるようになりました。

企業会計の移行により、経営状況を数値として客観的に把握することができるようになり、今の経営の健全性や将来に向けた経営の計画性が向上しました。

以上、簡単ではございますが、下水道事業の概要についての説明を終わらせていただきます。

なお、逗子市公共下水道の現在までの詳細な経緯等につきましては、お配りしております「逗子市の下水道」に記載してありますので、委員の皆様におかれましては誠にお手数ですが、お時間のあるときに一覧していただければ幸いです。以上で終わります。

鎌田会長

御説明ありがとうございました。それでは、まだあと続きますが、今のところでもし事務局の御説明に対しまして、委員の皆様方から御質問等あればお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

佐藤委員

疑問なんですけど、汲み取りだとか浄化槽を今現在使っているところというのは、一体どういったところがあるんでしょうか。

鎌田会長

可能な範囲で御説明いただければと思います。

須田課長

家屋の既に使っていない家屋もございますし、あと私どものほうから働きかけをするんですけど、無視するというか、言うことを聞いていただけないお宅が193軒のうち約60～70軒あります。

佐藤委員

それは住まわれている方が料金を負担しなきゃいけないとか、そういうところで止まっているということでしょうか。

須田課長

いや、私どもの質問に対して、答えていただけない。

佐藤委員

住んでいらっしゃるのか、そういうのは。

須田課長

住んでいるんですけども、お願いしているんですが、無視する方は60～70軒まだあります。

佐藤委員

ありがとうございます。

小上馬係長

完全に市と取り合っていただけないと御案内させていただいたんですが、実際に家の前までは下水道管は整備されてはいるんですが、御家庭の資金的な都合とか、建物が老朽化しているので、建替えの際にはということ、まだされない方、あとはお住まいの方がもう高齢なので、工事まで待ってられないという、自分の家でできない、そういうような意見をいただいている方もいらっしゃいます。

石井委員

私、先ほど言いましたけれども、下水道管を通すときに、本管へ繋げるにはそれぞれの自宅での工事が必要という説明があって、その工事費については個々に出していただきますというので、金額的に出せないという家庭もあられて、それはうちでは無理ですとお断りになられる方も数軒あったんですね。その方たちは未だに自分の家庭で汲み取りとか、浄化槽という方もいらっしゃいます。

鎌田会長

よろしいでしょうか。

佐藤委員

ありがとうございます。

鎌田会長

ほかはいかがでしょう。

須田課長

すみません。先ほど話したいいわゆる回答していただけない方は、先ほど60～70軒と言いましたけれども、汲み取り・浄化槽合わせて87軒です。そのほかに浄化槽を共同で利用していて、何軒かで、その人たちの話合いが付かなくてできないというケースもございます。

鎌田会長

地域的な特性はあるのでしょうか。ここの地域は多いとか、そういうことはあまりないのか。

須田課長

下水道の普及が、中心部から先に行っていきまして、段々と小坪、沼間のほうに広がって行きましたので、どうしても端のほうに行けばまだ残っているお宅が多く残っています。

建替え等が行われれば、必ずその時点で下水道に繋がなければいけませんので、そのようなところがまだ進んでないという状況です。

鎌田会長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

梅川委員

太田委員の冒頭のお話の中にもあったんですけど、上水道と下水道って、私たちの支払いに関してはイコールになっていると思うんですけど、先ほどのこの御説明の中で、もともとは雨水排水の整備事業を始めて、その後、下水道整備しましたという話があったと思うんですけど、今はもう下水道という意味で言うと、雨水とか、あとよく分からないですけど、例えば津波が来た後の排水とかって、その下水道を使ってされるということですか。

須田課長

津波の排水は別問題として、下水道の中には、雨水管と污水管というのがあって、雨水管は雨を流します。それと、污水管は污水だけを流します。もう1個中間に合流管というのがあります。そこでは雨水と污水を同時に1つの管で収集します。合流管は市内の中心部の比較的早かった地域と、久木のハイランドが合流地域というところになっています。基本的には雨水と污水は別々なんですけど、合流地域については雨が降れば一緒になってしまいます。

梅川委員

今回はお金の話をしようとしてますが、そのお金は雨水管も污水管も合流管も全てをひくくめてこのお金で事業がされているということでしょうか。それとも別なんですか。

須田課長

下水道施設については、雨水も污水も下水道事業会計で行いますが、使用料の対象となるのはあくまでも污水の処理にかかる経費の部分のみで、雨水については天然由来のもので、税金で処理をするというルールがあります。

梅川委員

あくまでも污水だけ。

須田課長

はい。多分この次あたりから、その説明に入ってくると思います。

鎌田会長

また後で戻っていただいて、御質問あればいただいてもいいかと思しますので、次の議題3に進みたいと思います。3は下水道事業の現状と課題ということで、事務局より御説明をいただければと思います。よろしくお願ひします。

田中主事補

それでは、逗子の現状と課題について、資料3をもとに御説明いたします。前方のスクリーンに投影いたしますので、そちらを御覧ください。また、ここでは重要な数値のみ取

り上げて御説明いたします。

まず、経常収支比率について御説明いたします。こちらは収益で費用をどの程度賄えているかを示すため、黒字であることを示す100%以上であることが求められます。棒グラフは逗子市を示し、折れ線グラフは処理人口や有収水量などから分かる本市と同規模で運営を行っている自治体を示しています。なお、有収水量とは、下水道使用料を算出するときに計算のもととなる水量で、基本的には上水道の使用水量となります。

令和2年度について、決算をまとめ終わっているため、本市の最新の数値としてお出しできますが、類似団体については国が取りまとめている途中であるため、最新が令和元年度の数値となっているため、御了承ください。

それでは数値の御説明をします。本市は令和元年度及び令和2年度決算で赤字となっておりますので、経常収支比率は100%未満となっております。類似団体では100%以上となっており、数値だけ見ても、また類似団体と比較しても、経営改善が必要であることがうかがえます。

続いて、累積欠損金比率について御説明いたします。下水道使用料などの営業活動による収入である営業収益に対して、積み上がっている赤字である累積欠損金がどのくらいあるかを示しています。累積欠損金がないことを示す0%であることが求められますが、本市は28.43%と、非常に高い数値になっています。経営改善を行い、0%に近づけていくことが必要となります。

続いて、経費回収率について御説明いたします。こちらは、使用料で回収すべき費用をどのくらい賄えているかを表しており、100%以上となることで必要経費を全て使用料で賄えていることを示します。本市は100%を下回っていることから、必要経費が使用料以外の収入で賄われていることが分かります。

次に、汚水処理原価について御説明いたします。汚水処理原価とは、汚水の処理に幾らお金がかかったかを示し、こちらには明確な基準がないため、類似団体との比較や経年比較によって適正かどうかを判断します。

本市は令和元年度120.29円、令和2年度150円となっており、経年で比較すると少々高くなっています。これには費用である減価償却費と、その財源である長期前受金戻入額が影響していると考えられます。実際に現金を支払う維持管理費とは違い、過去に固定資産を取得したときに収入、支出しているため、現金としての収支はありません。固定資産の価値を減少させるため、会計上処理するものとなります。

これらは今後も継続的にかかるため、本市の汚水処理原価は令和2年度同様150円前後で落ち着くことが予想されます。

次に、管渠老朽化率について御説明いたします。こちらは法定耐用年数を超えた管渠の割合を表しており、管渠の老朽化度合いが分かります。明確な基準などはないとされており、経年比較や類似団体との比較により、現状を把握する必要があります。一般的には割

合が高いほど老朽化が進んでいることを示します。

本市は下水道事業への着手が早く、管渠の敷設も早いもので、昭和42年度から敷設しています。管渠の法定耐用年数は50年とされているため、早急な更新が必要です。本市では管渠の老朽化に対して、令和3年度より長寿命化工事に着手し、既にある管渠の延命工事を行っております。

続いて、有形固定資産減価償却率について御説明いたします。こちらは、保有している固定資産のうち、建物や機械などの償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示します。明確な基準などはないとされていますが、一般的に数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示し、将来の更新や改築などの必要性が分かります。

本市の場合、現状では類似団体と比較して低くなっていますが、令和2年度は元年度の倍近くとなっており、減価償却は今後も同等なペースで進んでいくことが予想されるので、類似団体の平均は近い将来に超える可能性が高いです。そのため、施設の改築、更新に対応していく必要があります。

最後に、各指標の組合せによる分析を御説明します。まず、経営の健全性、効率性を測るための組合せです。経常収支比率と累積欠損金比率により、経営改善の必要性について見ることができます。本市は経常収支比率が100%以下かつ累積欠損金比率が高いため、早急に経営改善が必要です。

また、経費回収率と汚水処理原価により、経営の効率性を測ることができます。本市は汚水処理原価がやや高く、経費回収率が低いため、経営の効率性の低下の要因の1つとなっている可能性があります。しかし、本市の汚水処理原価は、先ほど御説明したとおり、多額な非現金性の減価償却費によるものが大きく、また経費回収率の低さは近隣の市や町と比較して非常に低額な下水道の使用料にあります。そのため、経費回収率と汚水処理原価に経営の効率性の低下について、直接的な因果関係は説明できないと考えられます。

続いて、経常収支比率と経費回収率について御説明いたします。これらによって下水道使用料の見直しの必要性について検討することができます。本市は経常収支比率と経費回収率、どちらも100%以下であるため、経営改善が急務であり、使用料を見直す必要があることがうかがえます。

次に、経営の健全性・効率性と老朽化の状況を測るための指標について御説明します。経常収支比率と有形固定資産減価償却率及び管渠老朽化率によって、施設の老朽化具合と、その更新投資を料金収入で賄えているかを見ることができます。

本市は、有形固定資産減価償却率と管渠老朽化率が高く、経常収支比率が100%を下回っています。このことから、施設の老朽化が進んでいるにもかかわらず、その費用を下水道使用料で賄えきれていないことを示しています。

この背景には、平成17年度か据え置き続け、低額となってしまった下水道使用料にある

ことから、本市では令和4年7月1日から下水道使用料を改定することで、経営改善と老朽化への備えを行うことを前期の審議会委員に諮問し、改定について附帯意見を付された上で了承の答申をいただいています。現在、改定に向けて準備を進めており、10月9日及び16日には市民説明会を開催、10月21日までパブリックコメントを募集しています。これらが完了した後、12月の市議会へ議案として提出する予定です。

以上、簡単ではございますが、下水道事業の現状と課題について御説明いたしました。その他の指標や各指標の詳細については、資料3に記載しておりますので、委員の皆様におかれましてはお時間のあるときに資料を御一読いただけますと幸いです。

鎌田会長

ありがとうございます。沢山課題がある中で、要点を御説明していただいたと理解しておりますし、全ての課題についてここで解説だったり、御理解いただくことは難しいかと思いますが、委員の皆様方から御意見、御質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

高樋委員

一番最後のそのページは、資料のどこに記載されてますか。各指標の組合せによって分析方法も変わってくると思うので、これは資料の何ページに記載されてますか。抽出項目によって分析の方法が変わってきますので、その資料があれば教えてください。

小上馬係長

配付している資料の中で複合的な見方については、申し訳ございません、配付をさせていただいてないです。各指標の見方というところまでの配付に留まっております。

高樋委員

多分これが結論なので重要なんじゃないでしょうか。

須田課長

この資料につきましては、後ほど皆さんのほうにお配りしたいと思います。

鎌田会長

という御回答ですが、よろしいでしょうか。

高樋委員

はい。要因によって分析の内容が変わってくるので、資料を頂ければと思います。

梅川委員

この資料の目的って何ですか。

須田課長

逗子の下水道の現状を各種資料、指標を見ることによって経営状態の確認ができるということです。

梅川委員

いや、そういうことじゃなくて、誰が誰に何を説明するために作った資料ですか。この

会議のために作った資料なんですか。

須田課長

そうです。

梅川委員

この会議のためだけの資料ですか。

須田課長

そうです。下水道の料金の改定という議題には入ってないんですけども、今後下水道使用料の改定が必要になったときに、こういったものが必要になってきますので、今日初めての方がいらっしゃいますので、まず現状を理解していただく、こういったものがあるよというものをお分かりいただくという場でございます。

梅川委員

取りあえず分かりました。

鎌田会長

よろしいでしょうか。それでは、ほか、いかがでしょうか。

梅川委員

この類似団体というのは、どこになるのか。市なのか。

須田課長

全国、本市と同様に毎年決算統計という形で国に報告しているんですけども、人口規模3万人から10万人。供用開始から30年以上経っている。人口密度。この3点が逗子市と類似している全国の自治体の統計の比較です。確か令和元年度は53団体だったと思います。

梅川委員

その平均ですか。

須田課長

はい、その平均でございます。

梅川委員

これって、例えば経常収支比率とか累積欠損比率って、何かそれぞれ対象を変えているなんていうことはしてないですか。

須田課長

類似団体の統計は全て使用しています。

梅川委員

全部一緒の53団全てですか。

須田課長

はい、そうです。

鎌田会長

そういう御回答でよろしいですか。具体的にどこのというのが必要であれば、事務局か

からお出しただいたり、もう少し詳細なデータが必要だというのであれば。今日は難しいかもしれないですけども。

須田課長

自治体名までは今すぐにここで申し上げるのは難しいのですが。

梅川委員

何でこんなことを聞いたかという、何かほかの市をウェブで見してみたときに、例えばこれの結論って、ほかの類似団体がこんなうまくやっているんだから、逗子もきちんとこうしなきゃ駄目だよというストーリーで作られているように見えるんですけど、ウェブで見た感じだと、結構駄目な市って、ほかにも沢山ないですか。

須田課長

全国1,700の自治体がありますから、いろいろでございます。神奈川県内でも自治体によって全然違います。何とも言えないんですけども、一番ポイントは経費回収率がどの位かというのが重要になります。それを100%以上を国が強く求めています。

梅川委員

そこもまた疑問で、それは後から出てくるかなと思うんですけど、先ほど説明で何か議会にかけるみたいなことを最後のほうに口頭で言われたと思うんですけど、それって何ですか。

須田課長

前回の審議会では、下水道使用料の改定というものを審議していただきました。平均で25.59%上げる料金改定のパブリックコメントを実施しておりまして、10月に3回ほど市民説明会を実施いたしました。その料金を変える条例の改正を12月の第4回定例会で提案をする予定ということでございます。

梅川委員

その議会を通ったら、25.59%値上げされるということなんですか。

須田課長

議会で可決されれば、令和4年7月1日から改定されるということです。

芳垣担当部長

その次の議題で御説明させていただきますが、コロナの感染拡大時期ということもありまして、負担を抑えたいということで、平均で25.59%ですけども、一般家庭の使用者が多いところについてはもう少し下げるような形で考えています。詳細については、この後、次の議題で御説明させていただければと思います。

梅川委員

私は、その値上げする、しないというのを、この場で審議するのかなと思ったんですけど、そうではなくて、もう値上げは既定路線で、もうレールに乗っているということですよ。この場では何を審議するのですか。

須田課長

今日はまず1回目ですので、審議というところまではいけませんので、初めての方いらっしゃいますので、逗子の下水道を理解いただく場であります。下水道の使用料というものの審議事項というのは、将来出てくるか、若しくは経営戦略を今後改定しなければいけません。その時のための知識を覚えておいていただいて、今後2年間ある審議会の中で立てていただくということです。

梅川委員

その25.59%の改定後の話とかも含めて、継続的に審議していくので、そこに参加しろということですか。

須田課長

はい。

芳垣担当部長

少し補足させていただきますと、おっしゃるとおりで、使用料改定の話が出たものから、分かりにくくなってしまったかと思うんですが、今日の主眼としましては、先ほどいろんな指標を示させていただきましたけれども、今の逗子の下水道事業の経営が企業会計に移行していますので、いろんな数値でここは見ていきたいということで、今こういう状態にありますというところを、この数値で判断をして、こういう状況にありますというところを御説明させていただきました。

その上で、今、課長からもありましたけれども、実は使用料の改定につきましては、既定路線ということなんですけれども、前回の審議会の際に答申をいただきまして、平均25.59%の改定で了承をいただいている状態ですので、今その手続が進んでいる状態にあります。市の議会は、年に4回ありますが、次、12月の議会に、これは条例案の改正という形になるんですけれども、そちらのほうを提案させていただきます。議会で可決ということになりましたらば、来年7月の改定という運びになってくるということになります。

今日いろんな数値、御説明させていただきましたのは、今、梅川委員がおっしゃったとおりなんですけれども、今後また使用料の改定も今回で終わりということではないかと思えます。そのほかいろいろ下水道施設の老朽化であったりとか、そういった課題も出てまいりますので、その辺も含めて今日はこういう指標でいろんな判断をしますというところで御説明をさせていただいたということで、御理解いただければなと思えます。

梅川委員

ちなみに、25.59%上がると100%になるんですか、経常収支比率というのは。

須田課長

今年度の経常収支というか、経費回収率が出ているんですけれども、その部分が逗子の場合、令和2年度で72.53%。25.59%上げますと経費回収率が大体84%になります。

梅川委員

細かいことの話は置いて、25.59%上げれば単年度黒字は達成できるんですか。

小上馬係長

今回の改定率は、単年度黒字にするための率で設定させていただいて、経費回収率というところは今回の主目的ではないということになります。

梅川委員

分かりました。

鎌田会長

よろしいでしょうか。前回の審議会での経緯について十分にここで説明できないところがありますが、今日は皆さんに情報共有というところもありますので、いろいろ今みたいな形で御意見いただければと思いますし、また必要な資料が委員の皆様であるようであれば、事務局をお願いをして出していただいで、次回以降、より詳細な議論ができればと思いますので、今日いろいろ御意見をいただければいいかなと思います。

引き続きの方と新しい方とでなかなか情報共有できてないところもあるかと思いますが、ひとまず次の4の下水道使用料について、事務局から御説明をいただいて、それで事務局からの御説明はそこまでになりますので、その後まとめてまた御意見いただければと思いますので、次の下水道使用料について、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

小上馬係長

それでは、引き続き説明をさせていただきます。今の質疑にもありました、改定に関することも説明の中で、繰り返しになるところもありますが、盛り込んでありますのでお願いいたします。

それでは、逗子市の下水道使用料についてですが、本市の下水道使用料のまず沿革からお伝えいたします。先ほどの資料2、28、29ページを簡単にまとめている内容になっています。繰り返しになりますが、昭和47年4月に供用開始されたことに伴って、維持管理費に充てていた財源として、使用者から使用料の徴収を開始しております。昭和59年までには、一律で使用料を徴収する均一料金制を導入していましたが、使用者の負担軽減、また多水量の排出抑制のために、また水資源の節約等の見地から、昭和60年度から使用水量によって料金が加算される累進制に改めました。そこから現在まで従量累進制を採用しているという形になっています。

また、平成15年度からは上下水道を一括で納付、先ほど所長からもお話いただきましたが、上下水道料金を一括で納付する制度を導入しまして、使用者の利便性に配慮した料金徴収を行っています。なお、平成17年度の改定を最後に、使用料を据え置いてきましたが、先ほど議題4でもお話ししましたとおり、経営改善を図るために令和4年7月1日から使用料を改定する予定という形になっております。

ここで、本市の下水道事業が取り巻く状況についてになりますが、本市の人口普及率、

先ほどもありました100%になっております。水洗化普及率についても非常に高く、98.8%であるがゆえに、今後使用者の大幅な増加というの見込めない状況です。また、水洗トイレなどの節水機器が普及してきていますので、その使用水量が減少傾向にあります。下水道使用料は上水道の使用水量によって金額を算出しているため、水量の減少は収入の減少に直結します。

それに対して、下水道は市民が衛生的な生活を送るための重要なインフラで、適切に維持管理をしなければなりません。行政には安心・安全なサービスを市民に提供し、下水道事業を健全に運営することが求められています。また、本市には処理場をはじめとする下水道施設で老朽化が進んでいます。維持管理に加え、施設更新や耐震化など、今後一定規模の投資が必要になると見込まれております。それに伴い、企業債の発行が増えることで、将来償還に伴って負担が増加することが予想されます。さらに、市全体としての財政状況が悪化しており、下水道事業の公費としての一般会計繰入金にも限界が迫っております。下水道はサービスを受けた人が料金を支払うという受益者負担の考えに基づくため、下水道使用料を適切な水準として受益者の皆様に負担していただき、財源の確保をしていくことが課題となっております。

続いて、下水道使用料における2つの原則について御説明します。1つ目は、独立採算制の原則です。公共下水道事業は、水道や病院事業と並び、地方財政法という法律で、自治体が運営する公営企業として位置づけられています。公営企業である下水道事業の経営は、事業の経費はサービスを提供した結果得た収益で賄うとされています。つまり、公共下水道事業に必要な経費は、使用者の皆様から徴収した下水道使用料で賄い、経営を行うということが独立採算制の原則になります。

こちらは独立採算制の原則のもととなる地方財政法になります。参考に掲載しておりますので、お時間のあるときに御一読ください。

続いて2つ目が、先ほどの質疑の中にもありましたが、雨水公費・汚水私費の原則です。これは雨水の排除に係る経費は公費、つまり市税である一般会計からの繰入金を充当し、汚水の処理に係る経費は下水道使用料を充当するという原則です。

雨水は自然現象によるものなので、原因者が特定できないこと、雨水排除というサービスの結果、利益を受ける範囲が広く市民全体に及ぶことから、市民から徴収した税金によって費用を負担します。それに対して汚水は、上水道の使用水量をもとに排水量を算出するため、原因者は汚水を排出した人であると特定でき、汚水排除による受益の範囲は下水道の使用者となるため、使用者から徴収した下水道使用料をもって費用を負担することになります。ただし、汚水排除の中でも一部原因が特定できないものに対しては、公費負担とすることが認められています。

続いて、下水道使用料徴収の法的根拠について説明いたします。下水道使用料の徴収については、下水道法第20条により定められており、料金は地方公共団体が規定する条例で

定めるということとされています。下水道使用料は、水量及び水質、使用者の使用の様態に応じて適正な原価を定率または定額をもって明確に定め、全ての使用者が平等に負担することが求められます。

逗子市の下水道条例では、第11条で使用料の徴収について定めており、詳細な単価は別表記載となっております。

別表は、こちらのスライドに載っております。条例では区分、1月当たりの排除汚水量、金額までの記載となっておりますが、今回は参考に右側に改定案、料金改定が通った場合の改定案を併記させていただいております。0～8立方メートルまでを基本料金とし、その後、水量が増えるにつれて加算額を設定しています。なお、浴場汚水については、住民の保健衛生の維持のため欠かせない社会的な施設であることから、料金が統一されており、汚水排除に伴う下水道使用料を経営的に徴収することが困難なため、1立方メートル当たり5円と定めています。

それでは、例として2か月で使用水量が40立方メートルの場合の使用料を別表に基づき算出しています。計算方法としましては、基本額+超過分となります。基本額は下水道の使用者全員から徴収し、使用水量8立方メートルまでは均一料金となっております。基本額を超えて使用している方については、1立方メートルにつき料金が加算されていきます。現行の使用料では、基本額は566円、基本額を超えて9～15立方メートルまでは1立方メートルにつき87円の加算のため合計で609円、16～20立方メートルまでは1立方メートルにつき91円であるので455円を加算されます。実際の請求は2か月分になりますので、これらの合計1,630円の2か月分である、3,260円に消費税額326円を加えた3,586円が下水道使用料として実際に請求される額となります。

本市の下水道使用料は、先ほどもお話したように2か月に一度の徴収のため、条例上の別表の数字、これは1月当たりになりますので、これを2倍して計算をしているという形になります。

参考としまして、改定後の料金についても算定してあります。同様に計算して、改定後の使用料は税込みで4,294円となりまして、改定前後では708円の増額となっております。

それでは、下水道使用料の算定作業の流れについて説明いたします。まず、基本となるのが財政計画の策定です。財政計画は、使用料収入や企業債残高の見通しに加え、排水需要の予測なども踏まえ、健全な下水道事業を継続するために今後必要な投資や経費を見込んだものである必要があります。本市は令和2年度に策定した経営戦略を財政計画としています。

次に、使用料算定期間の設定と使用料水準の検討が必要となります。安定した料金設定を行うため、算定期間を設定する必要があります。その料金算定期間内に事業を行うための財源として、使用料収入が幾ら必要になるか、将来に向けて健全な経営を行うための使用料水準を検討することも必要となります。

続いて、使用料改定が必要かどうかの検討をしていきます。現行の使用料体系での収入の見積りや支出の推計をもとに、収支バランスを確認し、使用料改定の要否を検討します。これについて、令和4年7月改定予定の諮問に対する答申の附帯意見として、今回このような大幅な改定率での値上げを防ぐためにも、3～5年ごとの定期的な検討を行うべきという御意見をいただいております。使用料改定要否の検討の結果、使用料を改定することが決まった場合、必要な使用料収入を確保するため、各使用者群の使用料単価をどのように割り振り、負担していただくかを検討し、使用料体系を決定します。

次に、使用料体系について説明いたします。使用料体系とは、個々の使用者に対し、使用料対象経費をどのように配分し、負担をさせるかを体系化したものになります。

まず、基本料金です。こちらは使用水量の有無に関係なく賦課されるもので、基本的には下水道を使っている人全員が支払うものとなります。基本料金が高くなると、基本料金内での水量しか使用しない人への負担が大きくなってしまいう問題点があり、その点に注意して料金設定をする必要があります。

続いて、従量料金は使用水量に応じて支払うものとなります。従量料金に依存した割合で料金単価を設定した場合、水量によって料金変動し、有収水量の減少に伴って収入減となり、料金値上げの検討をしなければならなくなります。節水によって料金の抑制に努めたにもかかわらず、値上げをすることになった場合、使用者の理解が得られにくいという問題点があります。

3つ目の累進料金は、大量に排出する使用者ほど単価が高くなる制度です。この制度は、多量排水を抑制する効果が期待でき、水資源の節約や下水道施設の効率的な建設及び維持管理等ができます。しかし、大口使用者の排水量が減少すると水量の減少以上に使用料収入が落ち込むため、経営状態が大口使用者の排水量に左右されかねないという問題があります。

これらの特徴を加味して、本市では基本料金、従量料金、累進料金を組み合わせた料金体系制度を採用しています。

続いて、使用料対象経費について御説明します。使用料対象経費とは、下水道使用料で賄うべきとされている経費を言い、需要家費、固定費、変動費の3つに分かれます。

需要家費は、使用水料の多寡にかかわらず、使用者数に対応して増減する経費を指します。主に使用料徴収関係費用などがこれに当たります。

固定費は、下水道の使用水量及び使用者数にかかわらず、下水道施設の規模に応じて定期的に必要とされる経費で、企業債償還金などの資本費や人件費の基本給部分などがこれに当たります。

変動費は、下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費で、動力費の大部分がこれに当たります。

施設型事業である下水道事業の特性によって、使用料対象経費に占める固定費の割合は

極めて大きくなってしまいます。

使用料体系の設定の作業としては、算定した使用料対象経費を、その経費の性質等に応じて適正に各使用者群に割り振り、各使用者群の使用料単価を設定することです。つまり、必要な使用料収入に近づけるために、どのランクで幾ら値上げをするのか、この検討が必要となります。

本市の採用している二部使用料制と累進使用料制を組み合わせた制度では、一般的に使用料対象経費は需要家費、固定費、変動費の3つに分けられ、それぞれを基本料金と従属料金、累進料金に振り分けます。基本的には需要家費と固定費は使用の事実についてかかる費用であることから、使用者全員に負担していただく基本料金で、変動費は使用者それぞれの排水量によって変動するため、従量料金または累進料金で徴収されることとされています。しかし使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて大きいことから、固定費についてはその一部を基本料金とし、その他は従量料金として賦課することが妥当とされています。

続いて、令和2年度の本市の料金区分の割合について説明いたします。本市では0～8立方メートルを基本料金として定めています。それ以降は超えた水量に応じて料金が加算される仕組みとなっており、こちらの表では条例で定められている水量の実際の使用者群をまとめています。基本使用量内で収まっている使用者は、全体の約24.5%でした。また、全体の約8割が0～25立方メートルまでの4ランクに属しています。料金の改定時には、この区分や割合、市の様々な状況を分析し、使用者の皆様にご負担いただけるよう検討する必要があります。

ここで、令和2年度の状況について説明します。まず、一番上に記載している年間有収水量とは、処理場に流れ込んだ水のうち実際に皆様に下水道使用料をいただいている水量を示し、647万576立方メートルでした。その下は、左が財源、右が費用を示します。また、経費回収率は使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかを示しています。

令和2年度の下水道使用料は、決算額7億394万円でありました。使用料単価は、1立方メートル当たり108.79円、これは有収水量1立方メートル当たりの使用収入であり、使用料の水準を示します。その他の収入としては、雨水に係る経費に充てるため、一般会計の繰入金のほか、収入不足分に充てている基準外繰入金があります。

支出については、維持管理費と資本費に分かれており、資本費は企業債償還利子と減価償却費などがこれに当たります。また、雨水公費・汚水私費の原則から、維持管理費、資本費、それぞれ汚水に係る経費について使用料を、雨水に係る経費について一般会計から繰入金を充てることとなっております。

汚水処理原価は、有収水量1立方メートル当たりの私費負担分である汚水処理費を示し、令和2年度は1立方メートル当たり150.0円でした。使用料単価と汚水処理単価の原価の差は41.21円で、単価としてはこの金額が使用料の収入不足と言えます。

続いて、資料5をもとに今後の審議会の開催スケジュールの案をお示しします。皆様の任期中については、令和3年度に1回、令和4年度に3回、令和5年度に2回の開催を予定しています。そのうち3回については、下水道使用料改定の方針決定や下水道事業の運営に関して非常に重要となる、先ほどお話ししました経営戦略の改定について御協力をいただきたいと思います。

最後に、参考としまして、経営努力について総務省の基準を紹介します。総務省自治財政局から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」という通知の中で、地方財政措置について、最低限行うべき経営努力について触れています。下水道事業の使用料は、1月の使用水量20立方メートルの場合、3,000円を徴収できるように努力することと記載されており、1つの目安となっております。しかし、現状では1月当たり20立方メートルの場合、1,793円となっております、約半分ほどしか満たされていません。県内でも早い段階で下水道事業に着手し、老朽化が進んでいるにもかかわらず、他市町村の現行料金と比較しても低い状況となっております。令和4年7月に改定したとしても、2,147円となり、これらの状況を加味すると、やはり今後定期的な下水道使用料の改定は避けられず、当審議会委員の皆様には御検討いただき、御意見を頂戴したいと考えております。

以上で下水道使用料についての説明を終わらせていただきます。

鎌田会長

ありがとうございます。今の御説明だけで全て把握いただくのはなかなか難しいかなと思いますが、前の議題2、3に戻っていただいても構いませんし、皆様方から御意見いただければと思いますので、御意見ある方は挙手をいただいて御発言をいただければと思います。お願いいたします。

高樋委員

二点教えてください。先ほど市民説明会を3回されたと言っておられますが、費用負担、受益者負担の1つの施策として市民に理解してもらわなくてはいけないと思うので、いつ実施して、何人位の方がお集まりになったのでしょうか。なぜかという、よく市で広く意見を聞きました、ホームページを御覧くださいでは、なかなか住民の方々に浸透できない点もあるので、市民説明会をどのくらいなさったのか。データがあれば教えてください。

鎌田会長

最後の、その他のところで議題として御用意いただいているようなので、そこでの回答か、それとも先に御回答いただきますか。

高樋委員

あともう1点いいですか。

鎌田会長

先に、はい、どうぞ。

高樋委員

企業債の発行をお考えの御様子なんでしょうかというのを伺いたいです。企業債の発行による将来負担の増加と書いてありますので、企業債の発行、つまりこの部分は現状でどのような計画をされているんでしょうかという点、もし教えていただければと思います。

鎌田会長

どうでしょうか。私も説明会どうだったのかなというところは気になるところで、同じような質問をさせていただこうかなと思っていたので、お答えいただけるのであれば、ここで答えいただいてもいいかなと思います。あと2つ目の企業債のお話も出てましたので、まとめて御回答お願いできますでしょうか。

須田課長

市民説明会、10月9日に沼間のコミュニティセンターが午前中で、参加者が1人。同じく9日の午後に小坪のコミュニティセンターで市民説明会を開催して、参加者が13人。16日、市役所の5階で市民説明会をこの会場で開きまして、参加者が3人でございます。人数としてはそのような状況になります。

次の企業債の発行というところなんですけれども、お手元に経営戦略が配られていると思いますが、発行の予定というところで、32、33ページです。経営戦略を令和2年度に、下水道事業運営審議会の皆さんにお力添えをいただいて作ったものがあります。その下の部分に、工事費の財源内訳として国費、県費、起債、市費というのが出ています。その起債が企業債になりますので、令和3年度以降の発行金額を目安ということで捉えています。

須田次長

下から2行目です。

高樋委員

令和2年分までは実績値ですか。

須田課長

これは令和2年度中に作っていますので。

高樋委員

どこまでが実績値ですか。

須田課長

令和元年までが実績値になります。

高樋委員

では2年以降が推測ですか。

須田課長

推測です。

鎌田会長

よろしいですか、今のお答えで。

芳垣担当部長

1点目について、少し補足をさせていただきたいと思います。高樋委員の御指摘は、こういった多くの市民の、関わってくる使用料の改定という案件ですので、多くの方に御説明をきちんと届かせて、御理解をいただくということかなと思うんですけども、おっしゃるとおり、市民説明会というのはすごく大事な機会だと我々も思っておりました。結果的には今、課長から御説明したように、非常に我々も困惑していると言ったらいいのか、大変御参加が少なかったということになります。この開催に当たりましては、当然広報であったり、ホームページであったり、あるいは市の広報板に貼ったりということで、我々もできる限りの周知を行ったつもりではありますが、結果としては今、御説明申し上げたような御参加ということに留まってしまいました。

もう1点、逗子市の場合は各地域、小学校区ごとに住民自治協議会という制度がありまして、御説明する機会としまして、お時間の関係もあって、なかなか細かくはできてないところもあるんですが、我々のほうでそちらにお伺いして、説明会のPRも含めてなんですけど今、パブリックコメントをやっていますので、御意見いただく機会であったり、あるいはそれができないところについては、この資料をお配りをして、できるだけ広く周知を行ったということでございます。

逗子市には市民参加条例というのがありまして、市の例えば重要な施策、今回ですとこの使用料の改定というのは、かなり大きな話になりますので、手続を踏まなければいけないんですが、1つはこちらの審議会へ諮問させていただいて、御協議をいただいて、答申をいただきました。それからもう1つ、今まだ期間中、21日までなんですけれども、まさにパブリックコメントということで、御意見をいただく場にはしています。これも今のところ御意見をいただいていますのがまだお1人で、複数の御意見をいただいているんですけども、これも少ないというような状況になっています。

市民参加条例手続としましては、いくつかの中で2つやればよいとなっているんですが、我々としてはさっき言ったように、市民説明会が実際には直接皆様に御説明をして御意見をいただく場ということで、こちらはかなり重要に思っていたんですけども、結果としては今御説明したように大変御参加いただいた方が少ないということになってしまいました、それに関しては我々も大変困惑している状況にはございます。

高樋委員

ありがとうございます。やはり費用負担が市民にかかる場合は、今までの経験から言うと、直接説明をされたほうが後で御意見が出る率が少ないと思いますので、この点、少し市民説明会の方法を御検討していただければと思います。数字を聞いて、えっというふうになりました。

芳垣担当部長

我々も正直、9日と16日に合計3回の機会を設けたんですが、始まる開催時刻が近づいても席が埋まらないということもありまして、正直我々も、えっというふうなところもございました。御指摘のとおり、今後、先ほど来御説明しましたように、議会でこれに関しましては条例改正ということになりますので、当然今言ったようなことも含めて議員さんとの質疑応答になってまいります。今のこのお話も当然指摘はされると思っております。今ございましたように我々の周知とかも含めて御指摘も受けるものと思っております。我々のやり方としましては、市のほかのいろんな事業で行っている形に沿って今回は行いました。ただ、結果としてこのようになってしまっておりますので、これは本当によかったかどうかといいますか、次回に向けてどうするかということは、今の御指摘のとおり、考えていかなきゃいけないなと思っております。

高樋委員

参加された方々からのパブコメも、そこで御意見として上げていいんですかという御許可をもらえば、パブコメとして皆さんたちが吸い上げる。そうすると、このパブコメの御意見の件数とか内容も変わってくるんじゃないかと思えます。そういう御意見もパブコメに含めて市民説明会、こちらの部署だけではないと思えますが、都市計画とかそういうところとタイアップされたほうがよろしいかと思えます。

芳垣担当部長

今ございました市民説明会ですが、人数は少なかったんですが、質疑はかなり活発に行われた部分がございます、そこでいただきました意見につきましては、そのパブコメの中に市民説明会での意見ということで、併せて扱うようにいたします。

高樋委員

どうもありがとうございました。

佐藤委員

この市民説明会の会場は沼間と小坪と市役所ということでしたが、沼間と小坪に設定されたというのは、ここに来づらい立地の人が行けるようなところの観点からの場所の設定だったということでしょうか。

須田次長

そうですね、市民説明会に関しては、本当はもっと早い時期だったんですけど、コロナウイルスの感染拡大で緊急事態宣言が出まして、それを解除になるのを待って開催しています。逗子市の場合は東西に長い市なので、説明会の会場としては基本的に東西の拠点と市役所ということで開催しています。また、住民自治協議会が4つありまして、そこへの周知を、部長が説明したように行っていますので、ある意味、そこでかなり内容に関しては周知できたのかなと思えます。

あと、市民参加に関して、実は私、前職というか、前の課で市民参加条例の担当課長だったんですけど、かなりそれに基づいて市民意見が出るような形で手厚くやったつもりで

はいるんですけど、従来から逗子市の場合は税金とか料金改定とか、保険料の改定というのは、あまり意見が出ないのと、あとは義務であるというところがあるのかもしれないんですが、あまり説明会の参加者が少ないという傾向はあります。逆に、海水浴場の厳しい条例とか、まさに自分の身に直接降りかかるような事案であると、50人、60人参加ということもありますので、ある意味、下水道の使用料というのは義務であるというところもあって、少なかったのかなという言い訳はできるのかなと考えています。それでもやっぱり少なすぎるので、さらにまた次はパワーアップして、周知に努めなければいけないなとは思っています。大体3か所、あとは久木会館と池子会館ということで、小学校区で1か所ずつやる場合もあるんですけど、会場の関係で今回は3か所で開催したということです。

石井委員

私、主婦の感覚で、よく分からないんですけども、下水道のことに関しては、人数を聞きまして参加者が少ないことで、全く皆さん興味がないのかなと思いましたけれども、実際、先ほどおっしゃったように海のこととか、自分たちのことに関して、実際関わっているものについては参加者が多いと聞きましたけど、この上下水道というものについて、市民がどれだけ興味を持っているか、関心を持っているかというのは、本当に疑問に思うんですね。自然に水道が出てくる、下水道も流せばそのまま使える。そういうもので、私たちも全く関心がないというか、そういうものについての説明会というと、今、報道されている劣化の問題とか、こんなに水道管が劣化して、ひどいことになっているというのは、報道とかで目にしていて、私たちも戦後何年かして造られたものが、こんなひどいことになっているんだなというのは、正直私も思っていて、危険な状態であるなというのはひしひしと感じているんですね。

だから、皆さん、もう少しそういうものに興味を持ったほうが本当はいいと思うんですけども、何となく生活の中で、自然に水道が出てくるというものについて興味がないのではないかなということで、そういう意味では皆さんにももう少し興味を持っていただくにはどうしたらいいかというのを、もう少し掘り下げて、参加者が多くなるような姿勢をとらないと、本当に今の状態では上下水道の劣化と老朽については、重要なことだと思うので、勿論、私も値上げについては、これはこういう場でこういうことを言うてはいけないと思うんですけど、本当に何か致し方ないかなとは思っています。それは私たちの身に降りかかるものなので、嫌な、変なものが混じった水道、お水を飲むのも嫌ですし、下水道に関しても、それが劣化してほかに流れて行ってしまうなんていうこと、恐ろしいことを考えると、それは大変なことなので、もう少し市民が興味を持つような、何か方法があればいいなと、皆さんのお話を聞いて感じました。

鎌田会長

ありがとうございます、貴重な意見。いろいろ御意見出ていると思いますので、できること、できないこと、あると思いますが、市のほうでは今後是非、いろいろなところで、

市民からのヒアリングをするなどをして、努力に努めていただきたいと思います。本当は8月21日、9月5日にやる予定だったんですが、緊急事態宣言を勘案して、延期をしていただいて、対応しているというところですよ。その結果もということですね。

ほか、御意見あれば、いただければと思います。

佐藤委員

こういった説明会をやりましたという報告みたいなのって、その次の「広報ずし」に載ったりはしているんでしょうか。

須田課長

パブリックコメントの結果は、ホームページで公開いたします。当然、市民の説明会の参加状況、御意見等も含めまして、同時に公開をいたします。

佐藤委員

ホームページって、年配の方ほど見てない傾向あると思うんですよ。「広報ずし」とか、書面で残るところに、説明会をやりましたけど参加人数はこんなに少なくこれだけでしたというところを意識づけじゃないですけど、市民の人たちに、参加者がこれだけでも市としては動かざるを得ないような状況に市民がしちゃってるんだみたいな感じのことをちょっと見せていくことが必要だと思います。多分、自分ごととして捉えられてない方がすごく多いと感じるんですよ。リアクションがこれしかなかったんだというのは、市民の方々というか、自分たちも含めて、もう少し積極的に関心を持っていかないといけないんだなと意識が向くようなやり方というのにも必要なのかなと、ここ数年見ていて感じました。

鎌田会長

御参考にしていただいて。

高樋委員

市の広報に是非載せていただければと。デジタルよりアナログじゃないと、皆さん紙が手に残らないと実感ないと思います。

芳垣担当部長

これは今回に限らずなんですけれども、本当に難しい課題だと思っていまして、我々としてもホームページを使って、そのほうが早く伝えられるというのがあるんですが、おっしゃるとおりで見られない方もいらっしゃいます。本当は広報でしたらほぼ全ての世帯に行き届くということがありますので、それができれば一番いいんですが。これは本当に言い訳になってしまうようで申し訳ないんですが、広報も以前は月に2回出したりとかというのもあったんですが、今、月1回で非常に紙面のボリュームも限られていまして、ある意味、取り合いになってしまっているようなところもございます。なかなかタイムリーな形で対応ができてないというところもございます。ただ、御指摘は本当にそこは踏まえさせていただいて、要は結果も含めて、どういう形で市民の方からいただいて、それをまたお返しできるかというのは、これに限らないだろうと思いますので、市役所の中で

も本当にどうしていくかというのは、また別の場でも考えなければいけないなと思っております。

高樋委員

今、広報は外注じゃなく、内部で作っていらっしゃるじゃないですか。ということは、内部で議論しやすいと思うんです。是非、効果的に活用したほうがいいと思います。

佐藤委員

市の方々はこれだけきちんとしっかり頭をひねって、体も足も使ってこういうことをやっていらっしゃるということを、市民の人にはもっと知ってほしいですね。こんなに大変な思いをされているのに。

芳垣担当部長

ありがとうございます。先ほど石井委員からお話があった下水道に対して関心を持っていただくという部分もそうなんですけれども、我々のほうでも正直そこはこれまで足りなかったなというのがございまして、昨年9月号の広報で、その巻頭特集ということで、初めて下水道を取り上げまして、今こういう状況であるとかということをお知らせをしました。今年についても、8月号で1年に1回ぐらいなんですけれども、8月号で同じく下水道のことについて取り上げました。そこでは今回の使用料の改定につながるような形ではあったんですけれども、お知らせをしまして、今こういう状況ですとお知らせをしました。今のような御指摘も踏まえて、広報を使って今後定期的にいろんな情報をお出しして、また御意見いただくような形のもの、どういう形で工夫できるか、そこはこちらで、また部内でもいろいろ検討させていただきたいと思います。

須田次長

1点補足をしたいんですけれども。市民参加に関して、こだわりがありまして。広報で毎年1回、10月の辺りだと思んですけど、市民参加条例の運用状況というのを市民協働課が掲載してございまして、まさに佐藤委員が言ったみたいに、今年度、前年度、こういう市民参加がありました。例えば下水道使用料改定についてということで、パブリックコメント何件という記事を、条例を担当する課として掲載しています。そうすると、やっぱり悲惨なんですね。パブリックコメント0件、0件が並ぶという状況で、それは市民参加条例の運用を見ている同じような審議会で、市民参加制度審議会というところから、毎年ゼロ、ゼロは何なんだと。もっと周知が足りないんじゃないかという指摘を受けて、そのためにも広報で結果を公表しなさいというのがありますので、それが1つの目安で、それを市民の方が見ると、0件ばかりだと、参加者が1桁ばかりだということ、ある意味、行政に対するお尻を叩く効果もありますし、市民の方が、こんな説明会あったんだということに気づいてもらう機会になりますので、その紙面をもう少し充実させたほうが、かなりパブコメの件数、多いので、それを全部結果を載せていくと、広報の紙面がかなり圧迫されますので、あの市民参加の実施状況をもう少し詳しくお伝えるすることで、ま

だ行政も努力が足りないし、市民側ももっとこういうことがあるのを知らなきゃなという機会にはなるのかなと思いますので、その辺は是非担当課のほうにもお伝えして、うまく広報で活用してほしいなというところを伝えていきたいと思います。

小日向委員

いろいろ意見が出て、私もいいなと思っているんですけども、要は水道とか下水道とか、毎日使っていて当たり前というのが基本的な感覚です。これが和歌山の水道管が折れちゃったとか、どこかから水が吹き出したとか、そういう事件でもあれば、ああ、これがないと困るんだなというふうなことが市民の間に湧くと思うんですが、今までそういう事故って逗子市の場合はないですよ。それがあって当たり前ということが、きちんとやってるといことになるわけで、その辺がよく分かってないんじゃないかなと思うんです。下水道処理場なんか見たことのある人はほとんどいないと思うんですよ。だから、そういう意味で、例えば下水の処理場というのがあって重要な役割をしているとか、地下で何か合流するところが見えたりとか、そういう市民向けの見学会みたいなことでもやらないと、分からないんじゃないかなと思うんです。私もパブコメ参加者が非常に少ないというのは、大体予想はしていたんですけども、あまりにも少なすぎるので、やはりそういう、ちょっと積極的な市民参加みたいなことをやってみたほうが、これから来年、再来年に向かって、当然処理場である程度、駐車場にしてお金を稼ぐとかね、そういう問題がこれから出てくると思うんですけども、それさえも下手すると出てこないような気がするんですよ。だから、ちょっと積極策をとったほうがいいのかという気がしています。

須田課長

処理場の見学会は、小学校の授業で4年生は必ず処理場のほうに来ているのですが、ただ、コロナ禍で今は来られてません。

船田副主幹

一般の方々の参加としては、過去に9月の下水道月間に合わせて施設見学会がございました。そのアピールの仕方もあるかと思いますが、小学校の社会科の社会見学として市内4年生を中心に行っていて、意図としては小学生相手なんですがお話を持って帰って、御家庭の親御さん達だとかに広めていくということも期待しながらやっています。ただ、施設の老朽化と大型工事の連続、コロナ禍というところがありまして、令和2年度から見合せしているところです。施設の中、危険なところになるべく行かないように模型を作って工夫しながら準備はしているところです。年間では一般の方十数名単位ですけども、来られたりはしていました。

佐藤委員

すみません、質問いいですか。下水道施設の見学会なんですけど、これって一般の方とかが申し込めば行けるものなんですか。

須田課長

随時ではなく市で広報に見学会の開催ということで希望者を募りまして、ある程度の人
数、定員に達しまして実施をするということは、過去にやっています。ただ、今、コロナ
禍でできていません。

船田副主幹

職員も、実際のところ、施設関係の方が私を含めて人数が限られているので、極力まと
まった人数で、日にちを決めて募ったりとか、随時という形はなかなか難しいんですけれ
ども、過去に9月の下水道月間とか、環境月間の6月とか、そういうときにお声があれば、
ある程度人数を固めて実施ということはやっておりました。

佐藤委員

いつも小学校4年生の子たちが行くのも勿論知っていますし、それでその話を親と一緒
にすることで親にもという話が伝わるという意図で、その年代だと思んですけど、この
間、前回、施設を見学させていただいたときに、ろ過の仕組みだとか、どういう薬剤を使
ってみたいの、ガスが出てみたいのなことって、割と高校・中学のレベルかなという気がし
て、特に高校生とか、そういうのをもう実際に理科で習っていたりすると、すごく全般的
にじっくり理解が進むと思うんです。その後、下水道に関して自分たちで何かできること
があるんじゃないかとか、気付きとかがすごく多いんじゃないかなと感じたので、そうい
う違うアプローチが、実験的にあってもいいのかなという気はしました。未来の人材を育
てるじゃないですけど、こういう業種というか、自分たちのこれからやりたいような知識
がこういうことにも役立つんだと、何か感じるものがあつたので、何かそういうものを逗
子市がやってみるといのも、コロナ禍明けてからですけども、幸いにもすごく頭のい
い高校がそこにあるので、そういう意味で何かあってもいいんじゃないのかなというのを
前回から感じてましたので、是非御一考いただければと思います。

鎌田会長

よろしいでしょうか。ほかに。はい、どうぞ。

梅川委員

細かいんですけど、16ページの図なんですけど、この図って、かなり広い図なんですけ
ど、令和2年度の単価として、使用料が幾らだと出すのであれば、単位を統一するとか、
本当に基本的なことができてない図だと私には感じていて、この図を理解するのに30分ぐ
らい時間かかったんですけど。これって多分、審議会資料になっているので、また次回、
次々回も同じような図を作られると思うんですが、もう少し考えて作るべきだと思います。

須田課長

分かりやすくということですね。

梅川委員

分かりやすくというか、分かりやすく以前に、そもそも基本的なことが、費用が幾らか
かります。その財源が幾らです。それがこういうふうに割り当てていて、これだけ足りな

いんですというのを示したいと思うんですけど、全然そうになってないですよ。左と右が合っているんだか合っていないんだか、総数が合っているんだか合っていないんだかもよく分からないし、表せるのであれば、基準外繰入金があるほうになくていいんですけど。何かよく分からないですよ。

それをちょっと直していただきたいのが要望の1つと、あともう1つが、18ページで、この改定後の2,147円というのは、今度の市議会に諮る金額と書いていいんですか。何か108円の25%増って136円になるんですけど、その計算が合っていないのがちょっと気になるのと、あと、この書き方だと、改定後の123円、150円には届かないと書いてあるように見えるんですけど、先ほど質問の回答で、単黒になりますと言われたこの150円と123円との差って、どう理解するんでしょうか。

小上馬係長

この150円と言っているのは、総務省が公営企業の経営に当たっての留意事項という通知を出してまして、そこでは市町村が下水道事業を運営するには1立方メートル当たり150円の平均単価で使用料を徴収すべきだということを言っています。なので、1立方メートル当たり150円に上げて20立方メートルだと3,000円ですよということで、これは国が示している基準として、参考にとということで載せさせていただいています。

下の改定後というのは、先ほどお話ししましたように、単年度の収支が黒字となるように、それが今の実質収入のバランスで黒字になるというところで料金改定をする単価になっているので、そこで差が生じています。国の言っている単価までは上がってません。

梅川委員

立米当たり123円で単黒ですという意味ですか。

小上馬係長

そうですね、平均の単価という形で言うと、123円になります。

梅川委員

だとすると、先ほどの16ページの図で、汚水処理原価が150円/立米と書いてあると、おかしくないですか。

須田課長

赤字と黒字の考え方なんですけれども、汚水処理費の中に使用料で100%賄うには、逗子市の場合は150円必要ですという記載です。先ほどありましたように、汚水処理原価というのは逗子市は150円となります。

梅川委員

でも、さっきの説明だと、総務省が言った基準値ですという説明だと理解しましたけど。

須田課長

基準値と、たまたま2年度は一緒だったんです。実際には1立方メートル当たり108円79銭でしか使用料で賄えていません。その差が40幾らということなんですけど。改定して

も123円にしかならないけど、黒字になるのはどういうことなんだということだといいますと、一般会計からの繰入金でその分を賄い、税金が入ってきてます。その繰入金も含めて黒字になるということです。

梅川委員

あれで言うと基準外繰入金と下水道使用料を足した額が123円ぐらいということですか。

須田課長

そうですね。

梅川委員

基準内繰入金もなくすとしたら、あと17円ぐらい必要ですということですか。

須田課長

そうですね。

梅川委員

だとすると、何かそれがこの図とかできっちり分かるようになっているといいんじゃないですか。

須田課長

少し難しい、分かりづらい図になっていますね。

梅川委員

多分、出しちゃいけない数字とかがあるのかなとは思いますが、もしそれが表現できないんだったら、この図は出すべきじゃないと思います。

須田課長

複雑で分かりづらいので、今後、審議会のときも、もう少し分かりやすい資料を、作っていきたいと思います。

梅川委員

すみません。これは複雑と言われると、伝わっているのかなというのがすごい疑問なんですけど。

須田課長

少し分かりづらい。私が見ても、説明しづらい部分があるんじゃないか。

梅川委員

どっちかという、個人的には間違っているんじゃないかと思うんですけど。細かいことは中でもんでいただければと思います。

鎌田会長

よろしいでしょうか。予定の時間にもなっていますので、これで終わりたいと思います。その他は、よろしいでしょうか。パブコメと住民説明会の説明はしていただいたということで、それ以外に事務局からその他があれば。何か、よろしいですか。

須田課長

1点だけ。何度も繰り返して申し訳ないんですけども、今、前回の審議会の委員さんに諮問させていただいて、現在パブリックコメントを実施しております。12月の市議会で料金改定の条例改正案を出す予定になっています。その施行が令和4年7月1日で予定しているというところでございます。

鎌田会長

その他は以上でよろしかったでしょうか。

それでは、今日の審議会の審議を終わりたいと思いますが、いろいろ皆さんまだ御不明なところはいかがでしょうか。

梅川委員

すいません、1点だけ確認したいんですけど。米軍住宅の汚水処理費って、どうなってるんですか。

須田課長

米軍住宅については、保健センターの隣に米軍の処理施設がございます。

梅川委員

向こう側にある。

須田課長

一次処理施設がありますので、そこから逗子市の公共下水道につながっています。逗子市のほうで処理しています。

梅川委員

それは費用負担は、市がしてるということですか。

須田課長

費用負担してます。

梅川委員

それは何かの法律に基づいて。

須田課長

区域外ということですので、米軍住宅を建設するときに、逗子市と米軍との協定を結んで、あそこの汚水については逗子市で受け入れる。そのかわり下水道使用料については、累進制に沿って負担をしていただくということになっています。

梅川委員

ちなみに、それって概算幾らなんですか。

須田課長

年間で、少し待ってください。確か概算ですけど、4~500万。今お出しいたします。

梅川委員

4~500万。それっておかしいんじゃないかみたいな話になったとしたら、仮に。どういう手続をもって米軍に負担させることになるんですか。

須田課長

使用料で米軍から逗子市のほうにもう負担してもらってます。

梅川委員

税金で負担してるわけじゃなくて、払ってもらっているということですか。

須田課長

米軍からもらっています。

梅川委員

じゃあ、いいです。

須田課長

市内で一番多いです。大口です。最大口です。

小上馬係長

1か月当たりで大体4~500万円。水量によって前後しますが、そのような金額で推移をしています。

鎌田会長

ということで、今日の審議はこれで終わりたいと思いますが、いろいろ疑問点等があれば、また事務局で御回答いただけるとと思いますので、事務局にお問合せをいただいて、御対応いただければと思います。

それでは、議事はこれで終わりますので、事務局にお返しします。

須田課長

スケジュールについては先ほど御説明をさせていただきましたので、本年度はこれ1回ということで、来年度以降、説明のとおりになります。この審議会では、下水道使用料の改定という議論の前に、まず改定を行うに当たっては必ず経営戦略というものを作って、収支見通しを立てて、改定が必要かどうかという判断をすることになります。皆様には2年間で下水道使用料の改定にすぐ入るということではなく、この経営戦略の見直しをしていただくことになりますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

高樋委員

令和3年に出来上がっているのを私たちが。

須田次長

見直しをする。

高樋委員

評価をするということですよ、これに対して。

須田次長

そうですね。評価をした上で、必要があれば見直しをする。

高樋委員

今の大体施策、評価というあたりになっているので、これに対しての評価をして、直す

ところは改定しましょうということですか。

須田課長

そうです。進捗状況を見て、3年から5年ごとに見直しをして、状況によって改定していくこととなります。

小上馬係長

お手元の27ページのところで、評価をして見直しをするということが記載されています。

須田課長

よろしいでしょうか。本日はどうもありがとうございました。今後とも皆様の多大なるお力添えをお願いしたいと思います。次回の開催時期は令和4年7月ごろを予定しております。令和4年度予算等の御説明をする予定でございます。日程調整等につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。また、受付時にマイナンバーカード、コード情報等のこちらに御提出のない方については、恐れ入りますが、2階の下水道課のほうにお願いしたいと思います。

それでは、本日をもちましてこの審議会は終了したいと思います。どうもありがとうございました。